

初診時の保険外特定療養費について

社会福祉法人 親善福祉協会 国際親善総合病院

200床以上の病院（当院287床）において厚生省の指導により、当院では他の医療機関からの紹介状をお持ちでない初診の患者さんには、**初診料と別に特定療養費（選定療養費）として3,240円（税込み）**をご負担して頂くことを了承の上、受診して頂いております。

■ 次の患者さんは初診とさせていただきます。

1. 当院に初めて受診をされ、他の医療機関からの紹介状を持参されない場合。
2. 今回の受診が前回当院受診時と同じ病名、同じ症状であっても、患者さんが任意に診療を中止された場合。
3. 前傷病の病名が治癒された患者さんで新たに同じ診療科で受診される場合や別の診療科に初めて受診される場合。
4. 概ね3ヶ月以上、当院で受診されていない場合。 など

■ 次の患者さんは初診時特定療養費の負担はございません。

- ・救急車で来院された場合。
- ・外来、救急外来受診後そのまま入院になった方の場合。
- ・生活保護法の医療扶助の対象者の場合。
- ・災害などにより被害を受けた方の場合。
- ・ひとり親家庭等医療費助成の対象者、または高校入学前の小児科初診の場合。
- ・当院の他の診療科に継続受診中の方の場合。 など

■ 当院は無料低額診療事業を実施しています。

- ・無料低額診療事業は、社会福祉法にもとづき、生活困難な方が、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されないよう、無料または低額で医療を行う制度です。

平成 29 年 3 月 1 日
病 院 長